

京都市保健所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年4月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第2号

京都市保健所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市保健所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第6条健康づくり推進課の項第41号を削り、同項第42号を同項第41号とする。

別表中「第6条関係」を「第7条関係」に改める。

附 則

この規則は、平成21年5月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)